入院基本料について

当院の4階病棟では入院患者10人に対して1人以上の看護師を配置しております。また、入院患 者 25 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております。3 階病棟では入院患者 13 人に対して 1 人以上の看護師を配置しております。また、入院患者30人に対して1人以上の看護補助者を配置し ております。

なお、当院では、患者さまの負担による付添看護は認められておりません。ご家族の方が付添を希 望される場合は、院内付添許可基準に適する場合に限って許可されますので、主治医または看護師長 にご相談ください。

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し、 7 日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全 体制の基準を満たしております。

Ⅲ 当院は北海道厚生局長に下記の届出を行っております

1)入院時食事療養費について

入院時食事療養費(I)を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行なっており、療養のための食事 は管理栄養士の管理の下に適時(朝食:午前8時、昼食:正午、夕方:午後6時)適温にて提供し ております。

2) 基本診療料・入院食事療養の施設基準等に係る届出

医療 DX 推進体制加算

一般病棟入院基本料4

医師事務作業補助体制加算1(20対1)

療養環境加算

感染防止対策加算3

ハイリスク妊娠管理加算

データ提出加算

認知症ケア加算2

回復期リハビリテーション病棟入院料1

地域包括ケア病棟入院料1及び地域包括ケア入院医療管理料1

入院時食事療養・生活療養(Ⅰ)

3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

外来データ提出加算

乳腺炎重症化予防ケア・指導料

二次性骨折予防継続管理料2

婦人科特定疾患治療管理料 がん治療連携指導料

機能強化加算

診療録管理体制加算3

患者サポート体制充実加算 後発医薬品使用体制加算3

せん妄ハイリスク患者ケア加算

医療安全対策加算2

入退院支援加算 1

急性期看護補助体制加算5割未満(25対1)

薬剤管理指導料

別添1の「第14の2」の1の(2)に規定する在宅療養支援病院

別添1の「第14の2」の2の(2)に規定する在宅緩和ケア充実診療所・病院加算

在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

在宅時医学総合管理料の注15(施設入居時等医学総合管理料の注5の規定により準用する場合を含 む。)及び在宅がん医療総合診療料の注9に規定する在宅医療情報連携加算

在宅がん医療総合診療料

在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算

持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下 連続式グルコース測定

遺伝学的検査の注1に規定する施設基準

HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)

検体検査管理加算(Ⅱ)

胎児心エコー法

コンタクトレンズ検査料1

CT撮影及びMRI撮影

無菌製剤処理料

運動器リハビリテーション料(I)

外来・在宅ベースアップ評価料(I)

時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト ロービジョン検査判断料 小児食物アレルギー負荷検査 外来化学療法加算1

脳血管疾患等リハビリテーション料(I) 呼吸器リハビリテーション料(I)

入院ベースアップ評価料62

4) その他の届出

酸素の購入価格に関する届け出



Ⅳ 保険外負担に関する事項

当院では、証明書・診断書、病衣(パジャマ)、オムツ、マスクなどにつきまして、その使用料・回数等に応じた実費のご負担をお願いしております。

1) 特別療養環境の提供

当院では、特別療養環境(個室使用料)の徴収は一切行なっておりません。個室等の決定は患者さまの病態等により医師が判断し決定いたします。

2) 診断書・証明書料等に係る費用 (いずれも1枚の税込単価)

領収証明(6 ヶ月以内)	550円		入院・手術証明書	5, 500 円	※保険給付用
領収証明(7ヶ月以上)	1, 100 円		自賠責様式診断書	5, 500 円	
傷病手当金証明	1, 100 円		身体障害診断書	5, 500 円	
一般診断書	1, 650 円		障害年金診断書	5, 500 円	
 診療報酬明細	2, 200 円		 重度障害申請診断書	5, 500 円	
免許取得用診断書	2, 200 円	※免許更新用含む	死亡証明書	11,000円	※保険金請求用
生命保険証明書	2, 200 円	※経過・治療内容なし	診療録開示手数料	2, 200 円	
通院証明書	3, 300 円	※経過・治療内容有り	X線写真複写 1枚	770円	
死亡診断書	3, 300 円	※届出用	X線複写 (CD-R) 1 枚	550円	

1日

54 円

※ご不明な点は事務、文書窓口にお尋ねください。

3) 病衣に係る費用

帯状疱疹(組換えワクチン)

病衣(パジャマ)

かって (・・)	1 1		· -	0111		
4) 予防接租	₤、その他保∣	険外負担に係る				
	種 類		│ 料金 │(税込)	備 考		
おたふく			¥5,500			
麻疹			¥6,600			
風疹			¥6,600			
MR(麻疹・風	疹)		¥9,900	*対象年齢の小児は自治体の助成あり		
2種混合			¥3,850	*対象年齢の小児は自治体の助成あり		
3種混合			¥6,600	*対象年齢の小児は自治体の助成あり		
4種混合			¥12,100	*対象年齢の小児は自治体の助成あり		
5種混合			¥20,460	*対象年齢の小児は自治体の助成あり		
水痘			¥8,250			
A 型肝炎			¥9,570	エームゲン		
B 型肝炎			¥22,000	* 対象年齢の小児は自治体の助成あり		
	プレベナー バクニュバンス ニューモバックス		¥10,450	*対象年齢の小児は自治体の助成あり		
肺炎球菌			¥12,320	*対象年齢の小児は自治体の助成あり		
加火坏困			¥6,600	脾臓を摘出している方は保険適応となります		
			¥4,400	自治体の一部負担設定額		
	一般 小児(3 歳未満) 65 歳以上(札幌市)		¥3,300	3歳以上~13歳未満は2回接種で1回料金		
インフルエ			¥2,800	0~2歳 2回接種で1回料金		
ンザ			¥1,400			
	点鼻インフルエンザワクチン		¥7,500	2 歳以上 19 歳未満		
新型コロナ	一般 65 歳以上(札幌市)		¥15,900			
ウイルス			¥7,800			
子宮頚がん	一般 中学校〜高校一年生の年 齢(札幌市)		¥16,500	薬品名:サーバリックス・ガータシルの 2 種類		
ワクチン			無料	3 回接種 初回・2 ヶ月後・6 ヶ月後		
日本脳炎ワクチン			¥6,050	*対象年齢の小児は自治体の助成あり		
帯状疱疹(生ワクチン) 一般 出土は名主			¥8,250			
市1人120万(土) 	りナン) 助成対象者		¥4,500			

¥22,400

¥10,800

助成対象者

※2回接種で1回の料金

5) テレビ代、その他に係る費用

テレビカード	1 枚	1,000円
コインランドリー	1 回	100円
紙おむつ	1 枚	215 円
マスク	2 枚	100円

[※]ご不明な点は事務受付でお尋ねください。

V 特掲診療料の施設基準(手術)に係る院内掲示

当院では、下記のとおり手術症例数があります。(期間:2024年1月~2024年12月)

1) 区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘤摘出術等	0 件
1	黄班下手術等	0 件
ウ	鼓室形成手術等	0 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0 件

2) 区分2に分類される手術

· — •	2 = 1 = 23 28 C 1 = 0 1 111	
ア	靭帯断裂形成手術等	0 件
1	水頭症手術等	0 件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
エ	尿道形成手術等	0 件
オ	角膜移植術	0 件
カ	肝切除術等	0 件
+	子宮付属器悪性腫瘍手術等	0 件

3) 区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0件
1	上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
ウ	バセドウ甲状腺腫(亜全摘)術(両葉)	0 件
エ	母指化手術等	0 件
オ	内反足手術等	0 件
カ	食道切除再建術等	0 件
+	同種死体腎移植術等	0 件

4) 区分4に分類される手術の件数

	胸腔鏡下・腹腔鏡下手術等	3 件
--	--------------	-----

5) その他の区分に分類される手術

人工関節置換術	0 件
乳児外科施設基準対象手術	0 件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0 件
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を	0 件
要する手術	
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0 件

VI 在宅緩和ケア充実診療所・病院加算に係る院内掲示

この加算は、強化型在宅療養支援病院で看取りや緊急往診、麻薬使用等に十分な実績があり、緩和ケア・ 看取りの経験を積んだ常勤医師が配置されている医療機関を評価したものです。

当院での在宅看取り件数は、下記の通りとなっております。(期間:2024年3月1日~2025年2月28日)

看取り件数 36件

Ⅲ 在宅医療情報連携加算に係る院内掲示

当院の訪問診療では、患者さんの同意のもとに医療機関と ICT ツール (バイタルリンク) を用いて情報を共有し、医師が計画的な医学管理を行っています。

※厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に対応して連携しています。

【主な連携機関】

勤医協月寒訪問看護ステーション、勤医協月寒訪問看護きくすいサブステーション、勤医協月寒居宅支援事業所、菊水ひまわり薬局、ケアプランセンターはばたき、スピタール南郷丘 オンライン薬局西岡店 他

Ⅲ 後発医薬品使用体制加算に係る院内掲示

当院では、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでおります。また、医薬品の供給不足等が発生した場合、 治療計画の見直しや、適切な対応ができるように体制を整備しております。

なお、医薬品の供給状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性があり、変更する場合は 十分に説明します。薬剤の変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご 相談ください。

区 一般名処方加算に係る院内掲示

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること※)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

X 医療 DX 推進体制加算に係る掲示

- 診療報酬明細書(レセプト)のオンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・オンライン資格確認を利用して取得した診療情報等は、診療を行う診察室または処置室において、医師が閲覧または活用できる体制を有しています。
- ・マイナ保険証(マインバーカードの健康保険証利用)に関して、一定程度の実績を有しております。
- 医療 DX 推進の体制に関する事項および質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。

医療安全対策・患者相談窓口のご案内

当院では、医療事故の発生や再発を予防して、安全で質の高い医療を提供するために医療安全管理指針を定めるとともに、医療安全室をはじめ医療安全委員会を設置しております。

患者さま・ご家族の皆さまからのご相談やご意見をお伺いするため1階医療連携・患者支援センターに「患者相談窓口」を設置しております。ご心配なこと、お困りのこと、お気づきのことがございましたら、お気軽にお立ち寄りください。患者相談窓口担当者がお話しを伺います。内容によっては他の担当者がさらに詳しい説明や相談に当たる事もあります。

ご相談を通じて知り得た個人情報は、守秘するとともに、相談したことで不利益を被ることがないように十分に配慮いたします。

く患者相談窓口> 責任者 医療安全部門担当:副総看護師長・事務次長

平日(月~金) 午前09:00 ~ 午後17:00

夜間診療(木) 午後17:00 ~ 午後19:00

土曜 午前 09:00 ~ 午後 12:30

(ただし日曜・祝日・第2、第4土曜日を除く)

感染防止対策のお知らせ

当院では、患者さまやご面会の皆さまに安心して療養・来院していただくために、以下のような感染防止に関する取組みを行なっております。

- 1) 感染対策委員会を設置し、月1回の会議を実施しております
- 2) 感染対策マニュアルを整備し、遵守状況を定期的に点検しております。
- 3) 院内感染対策ラウンドを実施し、改善の取組みを行なっております。
- 4) 週1回の感染症ラウンドや特定抗菌薬の届出制など、抗菌薬の適正使用に関する取組みを強化しております。
- 5) 院内感染発生の調査を実施しております。
- 6) 就業時の初期教育をはじめ、年2回以上の感染対策に関する全職員研修会を実施しております。
- 7) 全職員が標準予防策の徹底に努めております。
 - ・手洗い(手指消毒)の徹底
 - ・咳エチケットの徹底
 - ・感染拡大防止のための防護具の設置と使用の徹底
 - ・感染症の拡大を防止するための病室管理・調整の実施
- 8) 全職員に病院の責任で予防接種を実施しております。
- 9) 地域の病院・医療施設等と連携し、各施設の感染対策に関する相談を受け、問題点を定期的に検討しています。また、研修会や勉強会を開催し地域全体で感染対策に取り組んでいます。
- 10) 新興感染症の発生時等に、感染症患者さまを受け入れる体制を有し汚染区域や清潔区域のゾーニングを行っています。

「個別診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、2010 年 4 月 1 日より領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することとしています。また、公費負担医療の受給者で自己負担のない方についても明細書を無料で発行することとしています。

明細書には、使用した薬剤の名称や行なわれた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族等の方が代理で会計を行なう場合、その代理人の方への発行も含めて明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

勤医協札幌病院では、患者さんや利用者さんの診療情報等の個人情報について、「札幌病院個人情報保護規定」に基づき適正に運営管理しています。

また、患者さん・利用者さんの個人情報の収集、利用、及び提供にあたっては、下記の通り利用目的を明確にし、目的達成に必要な情報のみを収集するとともにその範囲を超えて利用せず、また、個人情報を下記の場合を除き、外部の第三者に提供することはございません。

- 1. 患者さん・利用者さんに対する診療、健康管理、および医療サービス提供・向上を目的として個人情報を収集、利用いたします。
- 2. 患者さん・利用者さんのための医療保険・介護保険事務に必要な個人情報を収集、利用いたします。
- 3. 尚、下記の場合、利用目的の範囲内で当該機関と個人情報を提供・共有することがあります。
 - ① 当院が他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等と連携し 患者さん・利用者さんに医療サービスを提供する場合。
 - ② 他の医療機関からの照会への回答
 - ③ 患者さんの診療にあたり、外部の医師等に意見・助言を求める場合
 - ④ 家族等への病状説明
 - ⑤ 医療保険事務に関して、審査支払機関への書類提出と審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ⑥ 上記以外に当院では、一部検査を検査会社に委託する、医療保険事務を委託するなど、患者さんの個人情報を含む業務委託を行う場合があります。このような委託を行う場合においては、当院では内部基準に従い、信頼のおける施設等を選択するとともに、患者さんの個人情報が不適切に扱われないような契約を取り交わしています。
- 4. 上記「1」~「3」までについて、患者さん・利用者さんは当院に対し、個人情報の提供、利用、または第三者への提供をお申し出により拒否することができますが、その場合、例えば「適切な診療が受けられない」「自費診療となってしまう」などの不利益を、患者さん・利用者さんが被る場合があります。
- 5. また、次の場合例外的に当該目的に限定し、患者さん・利用者さんから知り得た診療情報を利用する場合がございます。
 - ① 医学・医療等の向上などの目的により、学術・教育・研究に用いる場合
 - ② この場合、当院内部規定を遵守し、完全に匿名化したうえで利用いたします。
- ③ この場合の個人情報利用については、拒否する旨のお申し出をいただければ、利用することはございません。その場合でも、従来と変わらず適切な医療を受けられ、一切患者さん・利用者さんが不利益を被ることはありません。
- 6. 患者さん・利用者さんは当院に登録されたご本人の個人情報を開示請求し閲覧することができます。
- 7. 開示の結果誤った情報があり、患者さん・利用者さんが個人情報の削除または訂正を希望される場合には、当院は患者さん・利用者さんから提供された個人情報を修正、あるいは削除いたします。ただし、法令の規定による場合など、修正、あるいは削除できない場合もあります。

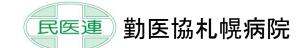
勤医協札幌病院個人情報保護に関するお問い合わせ先 個人情報保護相談窓口担当者(個人情報保護管理者) 事務次長 電 話 (011)820-1242(平日午前のみ)

診療情報開示のお知らせ

当院では、安全・安心・納得の医療をすすめるために以下の取組みを行なっております。

- ●診療情報記録(カルテ)を含め患者さんご自身の情報を開示しております。
- ●患者さんが治療を受ける際に、必要ならばいつでも他の医療機関の医師の意見(セカンドオピニオン)を求めることができます。
- ●必要な資料(診療記録・レントゲンなど)の複写も承ります。(実費ご負担となります)

ご希望の方は、職員までお申し出下さい。所定の手続きをご案内いたします。



患者さんへのお願い

研修医の臨床研修について

当院は臨床研修病院(協力型臨床研修病院)として厚生労働省に指定された研修施設です。 研修医が診察や検査にあたることがありますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。 なお、研修医による診察や検査においては必ず指導医確認のもとで行ないます。このため診察の状況をモニタリングさせていただく事もありますので、ご理解をお願いいたします。また、ご要望などありましたら、職員までお申しつけください。

入院患者さまの外出について

入院中の患者さまの外出においては、短時間であっても病棟の許可が必要となります。 お手数をお掛けしますが病棟詰所において「外出許可証」の手続きをお願い致します。また、 午後9時以降~翌朝7時の時間帯 は「外出許可証」を守衛にお渡しください。

院内持込み制限について

病院内の衛生管理、療養環境管理のため、お花やドライフラワーなどの植物の持ち込み、ペットの持ち込み、たばこ、アルコール類の持込みはご遠慮くださいますようお願いいたします。

金品の授受について

当院では、無差別平等の医療を目指しており原則、金品の受取りはお断りさせていただいております。患者さま、ご家族の皆さまにおかれましてはご理解とご協力をお願いいたします。

敷地内禁煙について

2012 年 4 月より健康保険の規定により「敷地内禁煙」が定められました。院内及び、当院敷地内(駐車場を含む)での喫煙は全面禁止となっていますのでご理解・ご協力をお願いいたします。



健康増進法第25条の定めにより、

受動喫煙防止のため、敷地内での喫煙を禁止します



勤医協札幌病院

倫理規定

勤医協札幌病院の職員は、医療を患者さまとの共同の営みであると考え、患者の立場に立ったより 良い医療を提供するために、本規定に基づいて行動します。

職業倫理

- 1) 患者の命と健康を守る責任の重さを自覚し、教養を深め、人格を高めるよう努めます。
- 2) 患者の権利を守り、人格を尊重した、良質な医療が提供できるよう、知識と技術の向上に努めます。
- 3) 職務上の守秘義務を守ります。
- 4) 医療の公共性を重んじ、法規範の遵守に努め、医療を通じて地域社会の発展に尽くします。
- 5) 医療者として互いに尊敬し、チーム医療を推進するとともに、多くの医療関係者との連携を大切にします。

臨床における倫理の指針

- 1) 患者さまの人格を尊重し、人権を守ります。
- 2) 患者さまの知る権利を保障し、意思を充分に確認したうえで自己決定権を尊重します。
- 3) 医療内容や必要な事項について分かりやすい言葉で丁寧に説明します。
- 4) 患者さまにとっての最善の利益を尊重し、より良質で安全な医療を提供します。
- 5) 患者さまのプライバシーを尊重し、守秘義務と個人情報の保護を徹底します。

患者さまと医療者のパートナーシップ

2010年11月作成

当院では、患者さんの人権を尊重し、患者さんとの共同のいとなみとして、無差別・平等、安全・安心・納得の医療を実践することを基本理念としています。

この基本理念にもとづいて、患者さん中心の医療を推進し、互いの信頼関係をより一層深いものとするために、以下のような活動を行っています。活動の趣旨をご理解いただき、皆様の積極的なご協力をお願いいたします。また、その内容に不十分な点をお感じになりましたら、定期的に開催される当院管理部会議、倫理委員会、医療安全委員会などで検討させていただきますので、ご意見をお寄せいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 1) 注射製剤などの薬剤投与の際には、安心・安全・納得の医療を提供させていただくという観点から、 患者さんにもご自分のお名前を復唱していただき、投薬内容をご一緒に確認させていただいておりま すので、ご協力をお願いします。
- 2) 高血圧症や糖尿病、脂質異常症など、生活習慣病の療養に際し、家庭での生活や家庭で測定した検査 値をお知らせいただくようにお願いすることがあります。
- 3) 患者さんを対象にした個別の療養指導を行っていますので、療養上の指導を希望なさる方は積極的に 医師・看護師に相談してください。
- 4) 入院患者さんには、栄養評価にもとづく治療食を提供させていただきますが、可能な選択メニューも 用意させていただき、療養の一助とさせていただいています。
- 5)入院中の治療・看護方針や検査計画がわかるように、「患者参加型看護計画」、「患者様・ご家族とのカンファレンス」、「入院治療計画書」、「リハビリテーション総合実施計画書」、「退院療養計画書」などの内容を御一緒に確認しています。
- 6) 退院後の療養方針を決定する際に、家庭訪問の実施やご家族にも参加いただくカンファレンスを開催し、よりよい方針を決定できるようにサポートさせていただきます。また、医療福祉課では、在宅や施設での療養に関わる情報提供や相談業務を随時受け付けています。
- 7) 患者さんが医学・医療情報を収集するお手伝いをさせていただくために、「患者さん用図書コーナー(2階ラウンジ)」を設置しています。
- 8) カルテ開示を求められた場合、療養の過程を解説し、理解していただけるように説明します。
- 9) 当院は敷地内禁煙を実施し、入院時には「禁煙同意書」にご署名いただき、療養を快適かつ健康に留意しながら送っていただくようにご協力をお願いします。
- 10) 療養上の問題でお気づきになったことやお困りのこと、ご希望などがございましたら、遠慮なく「投書箱」にご意見をお寄せいただいたり、医療福祉相談室をご利用ください。
- 11)入院される場合には、個人情報保護の扱いに関する御意向(病室入口の名札掲示や面会希望者・電話の取次ぎの可否について)についてお申し出ください、外部からの問い合わせ等に対応しています。

以上の項目のほかにも、「共同の営み」として医療を前進させたいと考え、当院では「インフォームドコンセント(説明と同意)に関するガイドライン」を策定し、十分ご理解いただいた上で、患者さんがご自身の療養方針について自ら選択できるように援助させていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。



基本理念 (2010年6月25日改定)

- 1. 赤ちゃんから高齢者までやさしい病院をめざします。
- 2. 安全・安心・納得の医療を実践します。
- 3. 憲法を守り、安心して暮らせるまちづくりに貢献します。

基本方針(2010年8月11日改定)

- 1. 地域に根ざし、保健予防から在宅医療まで、無差別・平等の医療を実践します。
- 2. 地域の中で、医療機関や事業所・施設との連携を強め、患者さんに信頼される良質で安全、安心できる医療を提供します。
- 3. お互いに学び、成長し合える職場、病院づくりに努力します。
- 4. 患者の立場に立ち、民主的な集団医療を実践できる医療人の養成をめざします。
- 5. 安心して暮らせる地域をめざし、憲法と平和、環境を守ること取り組みをすすめます。

患者さんの権利章典

2010年12月8日改定

私たちは、患者さんの人権を尊重し、患者さんと共同して無差別・平等で最善の医療を創造するという立場から、患者さんの権利に関する以下の項目を大切にし、その実現に努めます。

1. 知る権利

患者さんは、自らの病名および病気の状態(検査結果も含む)、診断・治療に関する様々な情報、 予後(今後の病気の見通しに関すること、薬の名前とその作用・副作用、必要経費などについて、納 得いくまで説明を受ける権利があります。

2. 適切な医療を等しく受けられる権利

患者さんは、安全性と人間性に十分配慮された、納得できる適切な医療サービス(診断・治療のみならず、自らの健康増進と疾病の予防に関わる健康教育を含む)を受ける権利があります。

3. 自己決定権

患者さんは、十分な説明を受けた後に、その治療・検査の内容や時期に関して、自分で決定する権利があります。また、経過中に当初の説明とくい違いが生じた場合、あらためて説明を受け、苦情や 異議を申し立てる権利があります。

4. 他の医療者の意見(セカンドオピニオン)を求める権利

患者さんは、自らの病気の状態、診断・治療に関して他の医療機関の医療者の意見を求める権利があります。また、そのことによって不利益を受けません。

5. プライバシーに関する権利

患者さんは、プライバシーを保護される権利があります。

6. カルテ開示を求める権利

患者さんは、自らの診療記録の開示を求める権利があります。

7. 社会保障の改善を求める権利

患者さんは、社会保障の改善を国や自治体に対して要求する権利があります。

コンタクトレンズ検査料を含む診療に係る費用について

当院におけるコンタクトレンズ検査料を含む診療に係る費用等は下記のとおりとなっております。

	点数
初診料	291 点
外来診療料(再診)	75 点
コンタクトレンズ検査料 1	200 点

コンタクトレンズ診療を行なっている医師名

		医	師	名	眼科診療経験年数
田宮	宗久				44 年
土屋	芳治				31 年
永井	春彦				35 年
八瀬	浩貴				25 年
田内	慎吾				20 年

- ※当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関において、過去に コンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、外来診療料を算定いたします。
- ※上記の件につきましてご不明な点などありましたら事務窓口にお問合せください。

在宅診療における緩和ケアの提供体制について

「在宅緩和ケア」は、在宅診療で治療を行っている患者さんで、悪性腫瘍等の疾患による苦痛や気持ちのつらさなど、生活するために支障となる苦痛を和らげ、生活の質をよりよいものにするためのケアです。当院では契約患者さんに対する、24 時間体制の往診・訪問看護が可能な体制や、痛みに対する在宅での鎮痛療法の実施など、在宅診療においても十分な緩和ケアが受けられる体制を確保しております。

地域におけるかかりつけ医機能について

当院では初診料の機能強化加算を算定しています。 かかりつけ医機能を強めるため、以下の取り組みを行っています。

- ・他の医療機関の受診状況およびお薬の処方内容を把握した上で 服薬管理を行います。
- ・健康診断の結果など健康管理の相談、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- 介護保険の利用など保健福祉サービスに関する相談に応じます。
- ・夜間・休日等の緊急時の対応方法について情報提供いたします。

また、医療機能情報提供制度を利用してかかりつけ医機能を有する医療機関等の検索ができますので、希望される方は職員へお声がけ下さい。

(相談・お問合せ) 電話:011-811-2246(代表)

※24 時間・365 日つながりますが、内容によっては日をあらためて対応させていただく場合があります。

<入院基本料に関する事項>

当病棟では1日14人以上の看護職員が勤務しております。また、1日6人以上の看護補助者が勤務しております。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

【 日勤帯 】

8時45分から16時45分までは、看護職員1人あたりの受け持つ患者数は6人以内です。 看護補助者1人あたりの受け持つ患者数は15人以内です。

【準夜帯】

16 時 45 分から 0 時までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 3 0 人以内です。 看護補助者 1 人あたりの受け持つ患者数は 6 0 人以内です。

【深夜带】

0時から8時45分までは、看護職員1人あたりの受け持つ患者数は30人以内です。 看護補助者1人あたりの受け持つ患者数は60人以内です。

また、8時から18時までの時間帯は、身支度や食事などの身の回りのお世話をさせていただく看護補助者が2人以上勤務しています。

3階病棟 看護師長

厚生労働大臣の定める掲示事項

(2025年3月1日現在)

<入院基本料に関する事項>

当病棟では1日7人以上の看護職員が勤務しております。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

【 日勤帯 】

8時45分から16時45分までは、看護職員1人あたりの受け持つ患者数は5人以内です。

【 準夜帯 】

16時45分から0時までは、看護職員1人あたりの受け持つ患者数は7人以内です。

【 深夜帯 】

0時から8時45分までは、看護職員1人あたりの受け持つ患者数は7人以内です。 また、8時から18時までの時間帯は、身支度や食事などの身の回りのお世話をさせて

いただく看護補助者が1人勤務しています。

4階病棟 看護師長

